

議案第 4 3 号

市川市行政組織条例の一部改正について

市川市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 1 3 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市行政組織条例の一部を改正する条例

市川市行政組織条例（昭和 4 9 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「部」を「部等」に改め、同条中「次の部」を「次の部及び室」に改め、同条の表中

「総務部

- (1) 議会及び市政一般に関する事項
- (2) 職員の進退及び身分に関する事項
- (3) 法規及び争訟に関する事項
- (4) 危機管理に係る事務の統括に関する事項
- (5) 防犯対策に関する事項
- (6) その他他の部の所管に属しない事項

を

「危機管理室

- (1) 危機管理に係る事務の統括に関する事項

総務部

- (1) 議会及び市政一般に関する事項

(2) 職員の進退及び身分に関する事項

(3) 法規及び争訟に関する事項

(4) その他他の部の所管に属しない事項」

に改め、同表市民部の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 防犯対策に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(市川市水防協議会条例の一部改正)

2 市川市水防協議会条例（昭和62年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部」を「危機管理室」に改める。

(市川市国民保護協議会条例の一部改正)

3 市川市国民保護協議会条例（平成18年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総務部」を「危機管理室」に改める。

## 理 由

東日本大震災の発生を踏まえた本市の危機管理の推進及び効率的な行政運営を図る体制を整備するため、行政組織を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。